

1980年 月 日

様

伊方原発訴訟を支援する会  
代表 久米三四郎

## 全国の反原発の同志の皆さんに 伊方裁判斗争支援の訴え

反原発運動における日頃の御健斗に敬意を表します。

すでに御存じのように、愛媛県伊方原発周辺の住民が、1号炉の設置許可取消を求めて松山地裁に提訴しました全国最初の原発行政訴訟は、1978年4月に、「原告住民側の訴えは理由が無く、被告国側の設置許可は正当である」との判決によって、第一審の幕を閉じました。そして、原告住民側の控訴で、高松高裁での控訴審が始まってから約半年後に、スリーマイル島原発事故が起り、そうした事故の危険性を指摘していた原告住民側の訴えを、「想定不適当」として退けていた第一審判決の誤りは、誰の目にも明らかになりました。

ところが、原子力発電推進政策を今更変更できない被告国側は、動揺しながらも、「スリーマイル島原発事故は伊方原発の安全性と安全審査に何の影響も与えない」と、権力特有の居直りの姿勢で対応してきています。そして、原告住民側が、スリーマイル島原発事故で明らかになったことも含め、一審判決の不当性を立証したいとして裁判所に申請した19名の証人についても、被告国側は、「スリーマイル島原発事故は本件訴訟と何の関係もなく、一審の証人調べで十分であるから、証人を不採用にして早く裁判を進めてほしい」と、裁判所への威圧とも受けとれる態度で拒否してきました。

しかし高松高裁は、このような被告国側の理不尽な主張を退け、さる10月9日の第8回公判で、住民側証人の尋問を始めることを決定しました。原告住民側では、このことによって、控訴審における最初の大きな山を越えることができたと評価しています。

証人調べは、原告住民側の要求通りに、早稲田大学理工学研究所の藤本陽一教授から始められ、1981年2月9日から、ほぼ毎月1回のペースで、主尋問と反対尋問を交互に行なうことが予定されています。それに備えて、原告側弁護団を中心に、証人予定者の方々の協力も得ながら、周到な準備が進められています。

スリーマイル島原発事故だけでなく、各地の原発での事故の続発、周辺環境の放射能・熱汚染の進行、非人間的な労働者被曝の実態の露呈、さらには海洋投棄問題が示すどうにもならない放射性ゴミの後始末など、一審当時とは比べ物にならないほど原子力発電推進勢力は追いつめられています。こうした情況を背景に、これから展開される証人調べでは、一審以上に鋭く有効に、被告国側を追及できると私た

ちは確信しています。

ただ、一審の時にもそうでしたが、毎月1回の早いペースで裁判が進みますと、資料の収集と整理、弁護団の準備活動、さらには毎回の公判のための旅費、などに要する費用がかさみ、私たち「支援する会」が取りまとめています全国の支援者からのカンパではまかない切れなくなってしまいます。それで、一審でも、全国で反原発の運動を進めておられる同志の皆様方に、何かと御無理を申し上げたのですが、今回も、財政的な障害を乗り越えるためのつぎのような計画を立て、皆様方に支援を要請することに致しました。

現在、「支援する会」では、毎月「訴訟ニュース」を発行し（現在まで87号、1部200円）、会員や読者の皆様に支えてもらっています。この「訴訟ニュース」に、証人尋問の全記録を一月遅れ程度の早さで掲載し、より広い範囲の皆様方に、支援のための購読をお願いしたいと考えています。法廷で、住民と国とが総力を傾けて展開した論争の記録は、全国で反原発の斗いを進めておられる皆様方にも役立つのではないかと考えています。

一審の経験では、一回の法廷での尋問記録は、B5版、横2段組みの「訴訟ニュース」の形式で、40頁程度（現在の「訴訟ニュース」は6～10頁）になると予想されます。それで、購読料は年間12回発行で6000円（10都以上1部5000円）でお願いすることに致しました。割高と思われるかもしれませんが、推進側でも出せない速報記録であることと、裁判支援カンパを兼ねていることとをお考えいただければ幸いです。発行期間は、証人調べの全容が未定ですが、最低2年間は続くと考えています。

皆様方も、何かとお金のことで御苦労なさっている折から申し上げにくいのですが、どうか、伊方裁判の意義と、原告ら住民および私たち「支援する会」の窮状お察しの上、私たちの計画に御協力下さいますよう心からお願い申し上げます。

皆様方の一そうの御健斗と斗いの発展を期待しつつ、私たちも全力をあげて伊方訴訟を斗い抜く決意を表明します。

#### 記

「訴訟ニュース」を購読していただけるようでしたら、発行準備の都合もありますので、同封しました振替用紙に、御送付先と必要部数とをお書きの上、1981年3月号から1年分、あるいは半年分を、前金としてお送りいただければ幸いと存じます。前金が御無理な場合は、ハガキなどで、御送金方法もお書きの上、お申し越み下さいますように。

#### 連絡先　伊方原発訴訟を支援する会

〒530 大阪市北区西天満4-9-15

第一神明ビル、藤田法律事務所内

Tel 06-363-2112 振替口座 大阪 48780